

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

島根県鹿足郡津和野町

2 構造改革特別区域の名称

純国産・安全健やか 津和野冬虫夏草酒特区

3 構造改革特別区域の範囲

津和野町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置と地勢、面積等

本町は、平成17年9月25日、旧津和野町と日原町が合併して誕生した。島根県の最西端に位置し、山陰の大動脈、国道9号線と山陽をつなぐ国道187号線が合流する交通の要所である。

津和野地区は、森鷗外をはじめとして、明治・大正の日本をリードする先達を数多く輩出し、歴史と文化が香る貴重な遺産が残り、落ち着いた城下町「山陰の小京都」の美観を保っている。一方、日原地区には、今年二年連続の一級河川水質日本一を受賞した清流、高津川が流れ、県内最高峰安蔵寺山のブナ原生林など大きな標高差から生じる貴重な植生、生態系がみられる。

総面積は307.09㎏で、東西に約27.0km、南北に約19.0kmのやや東西に長い形状になっている。総面積の8割以上が森林で占められ、中心を流れる高津川の支流に沿って市街地、集落、農地が点在する典型的な中山間地域となっている。

(2) 気候

本町の年間の平均気温は13.9℃で、四季ははっきりしているものの、おしなべて比較的温暖な気候である。盆地特有の夏暑く冬厳しい地域、高緯度に位置する積雪の多い地域もあるが、積雪量は少なく、年間を通じて穏やかで住みやすい。年間降水量は2,020

mm、年間日照時間は1,437.9時間となっている。

(3) 人口

平成20年7月31日現在の住民基本台帳によると、本町の人口は9,126人となっており、平成10年と比較して1,948人(17.6%)減少している。

世帯数は3,752世帯で、1世帯当たり2.4人となっており、この10年間で244世帯、1世帯当たり0.4人の減となっている。

14歳以下の年少人口は868人(9.5%)、15～64歳の生産年齢人口は4,657人(51.0%)、65歳以上の老年人口は3,601人(39.5%)となっている。

(4) 産業

平成17年の国勢調査によると、本町の就業者数は4,239人で、平成12年と比較して1,089人(20.4%)減少している。

産業別にみると、第1次産業が446人(10.5%)、第2次産業が985人(23.2%)、第3次産業が2,808人(66.3%)となっている。

本町の主要産業は農業であるが、米価の低迷等により、従業者数は年々減少しており、後継者不足による農業経営者の高齢化という問題を抱えている。一方で、中山間地の特性を生かした農林産物の開発・育成も進めている。

工業においては、実質の基幹産業であった建設業が、公共事業の減少により、急激に状況が悪化している。このため、建設業における雇用が縮小し、余剰人員の受け皿づくりも急務となっている。自動車、縫製関連産業の工場が操業を続けているが、小規模零細な事業者が多く、工業全体としては依然厳しい状況にある。

商業においても、全国的な観光地、津和野をかかえてはいるが、昨年は一時的に増加した観光客が今年は一転減少傾向にある。本町を訪れる観光客のうち、宿泊する客の割合も極度に少なく、生き残りをかけた新たな対策が必要になっている。小売業については零細な事業者がほとんどであり、地域経済の衰退により、地元商店街の空洞化が現実味を帯びている。

合併後のお互いを補完する特質を生かして、様々な農林商工業、観光業のブランド化を進め、津和野というネームバリューを活用し、ブランドの全国展開を目指していく必要がある。

(5) 規制の特例措置を講じる必要性

全国で、日本酒の販売量が平成7年に126万2438キロリットル、平成12年には97万7441キロリットル、そして平成17年が71万9336キロリットルと年々減少している現状がある（合成清酒は含まず、国税庁調べ）。酒類全体の消費量はほぼ横ばいであり、酒類における日本酒の地位は相対的に落ちている。このような状況下で、本町の日本酒製造業4社についても厳しい状況にあり、酒類販売業者についても大型安売り店の攻勢により売上が減少しているため、新たな打開策を講じる必要がある。

また、本町(旧日原町)において、長い歴史のある養蚕業が途絶えて久しいが、平成2年より地場資源の活用を目指して、産官学連携により蚕の無菌人工飼料育の生産研究を開始した。その一環として、平成7年から、蚕のサナギを媒体として、高品質で安価な人工培養冬虫夏草の生産を目指し研究を開始し、技術を確立した後、町として特許権を取得した。町内にある(株)にちはら総合研究所が町と連携をとりながら栽培、販売をしている。

今回、規制の特例を活用し、町内の日本酒製造業者・町・(株)にちはら総合研究所等の連携により、リキュール「健康志向、純国産・安全健やかな、津和野冬虫夏草酒」を生産することによって、町の知的財産を有効活用し、かつ地場産業の衰退に歯止めを掛け、「津和野冬虫夏草」ブランドにより派生する産業・雇用の創造、観光客など交流人口の増大が期待できる。

5 構造改革特別区域の意義

観光客が年間100万人訪れる本町において、町内酒造業者は、地酒としてネームバリューを利用した販売を展開している。ギャラリーに併設したり蔵を改造したモダンなショット・バーといった形の店舗を観光コースに組み入れるなど、創意工夫を凝らしている。

一方、冬虫夏草については、本場中国産の製品が乱獲、偽装問題等により品質への信用度が落ちる中、津和野のネームバリューを最大限活用し、純国産、安全安心な「津和野冬虫夏草」として差別化を図り、多方面への展開を進めている。日本製という品質の信用により、中国への逆輸出の打診もあり、この他、漢方薬局、薬剤師による粉剤・錠剤としての商品化、獣医師、動物薬品メーカーと連携したペット用サプリ、化粧品開発など(株)にちはら総合研究所が本格的な事業化へ動き出している。

こうした動きに連動して、オール・メイドイン島根のリキュール製造により冬虫夏草栽培に関連する農業分野の就業拡大、派生製品の開発、ひいては観光客の増大も期待できる。

「自然と歴史のまち、津和野」イメージを全国に発信、さらには台湾等のアジア市場への展開も視野に含めて人的交流、地域の活性化を推進することが大きな意義である。

6 構造改革特別区域の目標

特例措置を活用することにより、農産物である冬虫夏草と、町内酒造業者が製造する地酒を融合させた「冬虫夏草酒」の製造が可能となる。冬虫夏草栽培及びその基礎となる桑栽培、蚕飼育など農業分野の拡大と、地酒の生産量増加、設備投資による工業分野の振興、さらには全国的な販売ルートの整備、ブランドイメージ展開による観光面の集客アップなど商業分野の強化へとつなげる。農業・工業・商業の連携、町所有の知的財産の活用により地域全体の活性化を図り、新産業の創造、雇用機会の創出を図ることを目的とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により、経営状況の厳しい酒造製造業の業績の向上が期待でき、新商品開発、さらには健康産業を含めた新たな産業の創造が図られる。

また、町が特許権を有する農産物を原料とした酒類を、町内酒造業者、酒販売業者が協力し新会社を設立して製造・販売することにより、高品質で他地域に類似性のない商品を高価格で売り込むことが可能になり、農業に付加価値を付け、関連農業の裾野を広げることができ、特許使用料による町財源の増加も見込める。

「自然と歴史のまち、津和野」のイメージにオールメイドイン島根、安全、健康志向という付加価値を添加し、観光地としての魅力を増幅させ、宿泊客・土産物販売額の増加を図る。さらに、美しい日本の町並みと蔵元の酒蔵などを有効利用し、農商工分野全般に渡る雇用機会を増大させ、総合的な活性化を図る。

○数値目標

(計画の実施による特産酒類製造所及び加工品の動態)

	平成19年度	平成21年度目標	平成25年度目標
特産酒類製造所件数	0件	1件	1件

津和野冬虫夏草	平成25年度までに5品目程度の加工品製造・商品化を目指す。
---------	-------------------------------

8 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又は実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 農商工連携事業（農林水産省、経済産業省）

農業と商業・工業の連携により、付加価値が高く、類似商品のない地域産品を創出し、純国産・安全健やかを意識した全国展開を行う。全国に「津和野冬虫夏草ブランド」を定着させ、「自然と歴史のまち、津和野」イメージを強化するためにも、関連農産物生産体制の強化、商品開発、展示会によるPR、マーケット開拓、地場商工業の振興を実施する。

(2) 商店街・観光集客施設の活性化

古い町並みを活かした商店街の蔵元、酒類販売店による販売、宿泊施設における食前酒としての利用により、「自然と歴史のまち、津和野」のイメージをさらに高め、新たな商店街の魅力づくりや活性化を図る。また、製造所に隣接した道の駅「なごみの里」においても多くの集客が期待でき、地域の農産物との連携を図った販売方法も模索する。

(3) 地域貢献の仕組み形成

地域で連携し、高品質な品づくりを行うことや、他地域で類似商品開発が困難であることにより、高価格で売り込める特性を活かし、地域経済の活性化に貢献する。「自然と歴史のまち、津和野」のイメージにオールメイドイン島根、安全、健康志向という付加価値を添加し、観光地としての魅力を増幅させ、「津和野冬虫夏草酒」、さらには「津和野冬虫夏草」のブランド化を推し進める。

農業分野における「津和野ヘルシー米」台湾輸出や、さらには地元、県立津和野高校と台湾の高校の交流など、台湾との交流を生かし、アジア市場も視野に、農商工の連携による地域再生の達成に向けた地域貢献の仕組みづくりを目指す。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別 紙

1 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物（冬虫夏草）を原料としたリキュールを製造しようとする者。

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に掲載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

津和野町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に掲載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、津和野産冬虫夏草を原料としたリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るためにリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、当町が指定する地域の特産物である冬虫夏草を原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が1キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

このことにより、津和野町が推進する農商工連携事業に基づき、冬虫夏草と地酒の融合によるリキュールの製造・販売を行い、商店街活性化、農業振興への寄与、地域貢献の仕組みづくりを目指すためにも、当該特例措置の適用は必要である。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。